

令和6年度 道路除排雪計画書



令和5年度配備 コマツ WA-40 0.5mドーザー



令和2年度配備 コマツ GD-675-6 3.7m級グレーダー

山形市都市整備部道路維持課

目 次

	(ページ数)
1 目的	1
2 除雪計画の概要	1
3 除雪計画	1
4 除雪体制	3
5 除雪作業	4
6 排雪計画	6
7 凍結防止剤散布計画	7
8 除雪、排雪に対する市民への呼びかけ	8
9 排雪場	9
10 除雪オペレーターの育成支援	11
11 GPSによる除雪車運行管理システム	11

1 目 的

この計画は、「山形市克雪対策総合推進計画」に基づき冬期間における道路の除排雪作業及び凍結防止作業を迅速かつ適切に行うことにより、道路交通を確保し、雪害から市民生活を守ることが目的とする。

2 除雪計画の概要

令和6年度の除雪総延長を1,507.3kmとする。(前年比2.4km増)

【内訳】

市道除雪路線延長 1,212.6km (前年比2.3km増)

市道に準じる生活道路除雪路線延長 123.8km (前年比0.1km増)

歩道除雪路線延長 170.9km (前年同)

3 除雪計画 ※ () 内は令和5年度の数値

(1) 市道除雪路線

【市道除雪計画路線表】

	大型除雪車路線		小型除雪車路線	計
	第1種	第2種		
路線数	989 路線 (988 路線)	2,327 路線 (2,315 路線)	917 路線 (914 路線)	4,233 路線 (4,217 路線)
延 長	552.0 km (551.8 km)	504.4 km (502.4 km)	156.2 km (156.0 km)	1,212.6 km (1,210.3 km)

(2) 生活道路除雪路線

※生活道路とは、区画整理地内等の市道予定路線、交通量の多い大規模農道等とする。

【生活道路除雪計画路線表】

	大型除雪車路線		小型除雪車路線	計
	第1種	第2種		
路線数	11 路線 (11 路線)	258 路線 (258 路線)	470 路線 (469 路線)	739 路線 (738 路線)
延 長	2.4 km (2.4 km)	60.9 km (60.9 km)	60.5 km (60.4 km)	123.8 km (123.7 km)

(3) 歩道除雪路線

362路線 (362路線)

(4) 除雪率90.1 : % (90.0%) 【市道除雪延長 1,212.6 km / 市道総延長 1,346.4 km】

(5) 除雪車両台数

		市の保有除雪車	借上除雪車	合計
大型 除雪車	モーターグレーダー	4 (4)	1 5 (1 5)	1 9 (1 9)
	除雪ドーザー	1 (1)	1 5 2 (1 4 8)	1 5 3 (1 4 9)
	ロータリー除雪車	1 (1)	1 0 (1 0)	1 1 (1 1)
	ブルドーザー (排雪場等)	— (—)	9 (9)	9 (9)
小型 除雪車	除雪ドーザー (0. 8 m ³ 以下)	4 (4)	6 9 (6 9)	7 3 (7 3)
	ブルドーザー (9 t 級以下)	— (—)	0 (0)	0 (0)
歩道除雪車		1 (1)	8 0 (8 1)	8 1 (8 2)
計		1 1 (1 1)	3 3 5 (3 3 2)	3 4 6 (3 4 3)

※上記除雪車両にGPS端末を搭載する。

(6) 除排雪委託業者数

令和6年度の除排雪作業は、106社(105社)に委託する。

4 除雪体制

除排雪本部を都市整備部道路維持課内に置き、都市整備部長を本部長とし、本部職員を都市整備部の職員で構成する。

除排雪本部は、毎年、１１月１５日から３月３１日まで設置する。

なお、組織表は次のとおりとする。

＜除排雪本部組織表＞

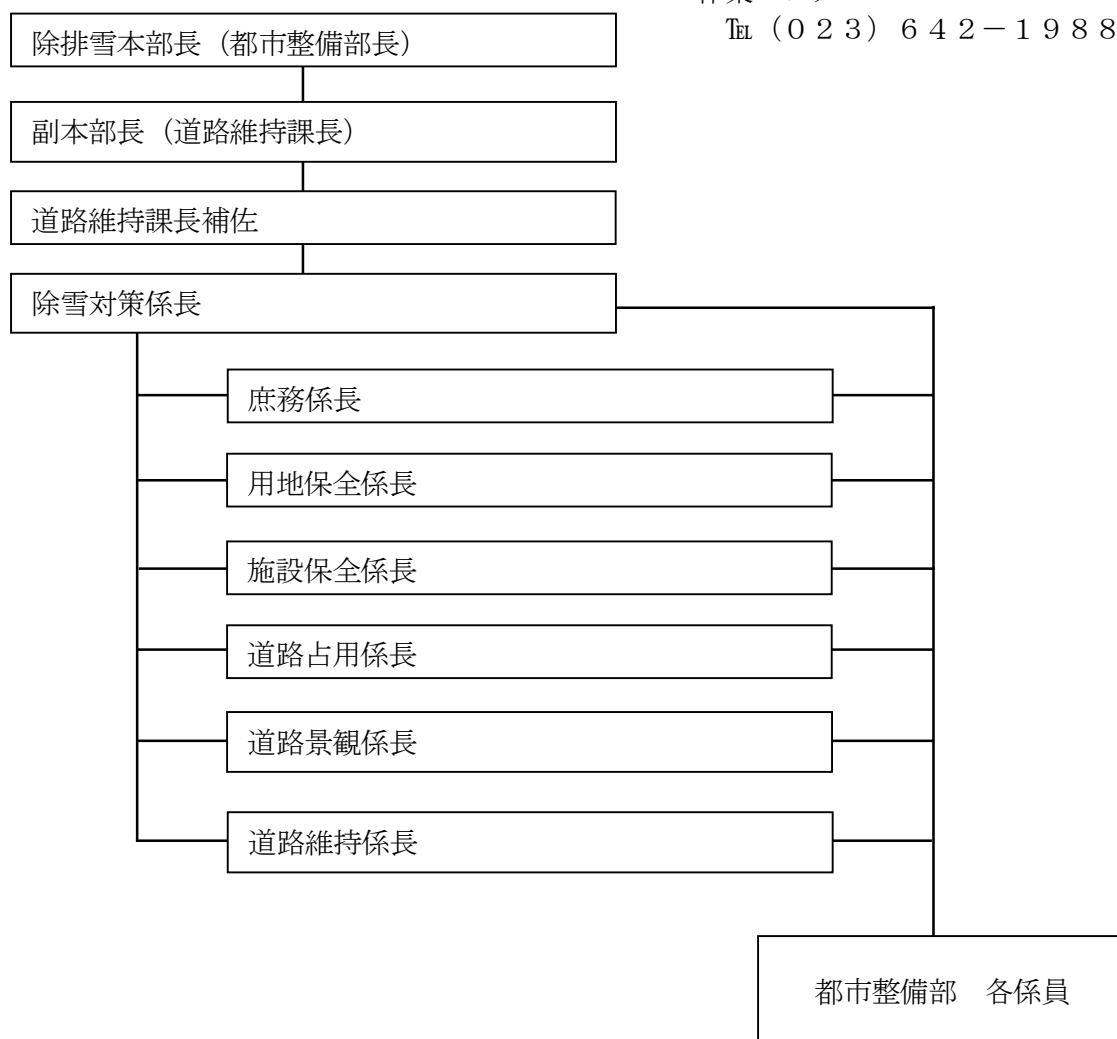
山形市都市整備部道路維持課

TEL (023) 641-1212

内線 485～491、466

作業センター

TEL (023) 642-1988



5 除雪作業

(1) 除雪出動基準

降雪量がおおむね10cmを超える見込みがあり、その後の気象状況及び市内5地点に設けた計測地の積雪量を勘案し出動する。降雪状況及び路面状況により、適宜除雪出動の判断を行うものとする。なお、除雪出動基準に達した場合は、原則、午前1時に出動する。また、除雪完了は午前7時を目標とするが、降り始めが遅い場合などで目標時間までに達成出来ない場合は、通勤通学（午前7時～9時）の時間帯を避け、引き続き業務を行うものとする。

(2) 除雪路線の区分

除雪路線として車道除雪路線と歩道除雪路線を指定する。

1) 車道除雪路線

車道除雪路線は、大型除雪車路線及び小型除雪車路線に区分する。

① 大型除雪車路線

大型除雪車での除雪が可能な道路幅員（約6m以上）の路線とし、また、路線の重要度を勘案して、第1種路線と第2種路線に区分する。

(ア) 第1種路線

主要幹線道路・バス路線・地域的に主要な道路及び公共・公益施設へ通じる道路を第1種路線とし、2車線確保を目標とする。

(イ) 第2種路線

地域内の主要な道路を第2種路線と位置付け、第1種路線に引き続き除雪作業を実施し、すれ違いが可能な幅員の確保を目標とする。

② 小型除雪車路線

小型除雪車での除雪が可能な道路幅員（約4m以上）を有し、通り抜けが可能な路線または回転広場のある路線とする。

2) 歩道除雪路線

歩道除雪路線は、機械による除雪可能な幅員を有した歩道で通学路等の重要な路線とする。

(3) 除雪の種別

1) 市内一斉除雪

市内全域において車道及び歩道の除雪を行う。出動の判断は除排雪本部で行うものとする。

2) 自主判断除雪

市街地と比較し、降雪量の多い以下の地域を自主判断区域と設定し、受託業者が気象状況等を確認し除雪出動基準に達した場合出動を行う。

なお、積雪量が70cmを超えた場合、自主判断区域の拡大を図り、豪雪時の迅速な除雪

作業に対応する。

【自主判断区域】

東部区域界：国道 13 号より東

西部区域界：須川及び JR 左沢線並びに主要地方道山形羽入線より西

南部区域界：須川及び県道蔵王成沢長谷堂線より南

北部区域界：山形自動車道より北

3) 特定幹線道路除雪

交通機能を確保するため、国道及び県道の除雪に合わせ第 1 種路線のうち、特定幹線道路（国道・県道と連絡する主要幹線道路）の除雪を実施する。

4) 部分除雪

市内の一部地域において、除雪出動基準に達する降雪量が確認された場合に、部分的に除雪を実施する。

5) パトロール作業

除排雪本部は、各除雪エリアの除雪実施状況をパトロールし、作業成果を点検すると共に、作業の精度の向上に努める。また、GPS 端末により、除雪車両の移動軌跡を把握し、除雪作業状況を適切に管理する。

6) その他の除雪

① 路面整正

わだち、雪氷及びザク雪などの処理を行う。

② 山形県との交換路線除雪

除雪作業の円滑化及び効率化を図るため、山形県と除排雪作業について協定を締結し、県管理道路の一部を除雪路線に組み入れるものとする。

③ 歩道除雪

市内一斉除雪、自主判断除雪、特定幹線除雪及び部分除雪の際に歩道除雪を実施するものとする。また、降雪の状況によっては、歩道のみの除雪を実施する。

6 排雪計画

(1) 排雪基準

山形地方気象台の積雪深に基づき、下記順位及び区分で段階的に実施する。

また、排雪路線に指定されていない箇所については、現場状況を確認後、特に必要と認められる場合、排雪作業を実施する。

(2) 排雪路線

排雪路線として車道の排雪路線、歩道排雪路線を設定し、現場の状況に応じて、計画的に排雪作業を実施する。

(3) 排雪の種別

1) 車道排雪

積雪量の増加及び除雪による路肩の雪で道路事情が悪化し、道路交通に危険のおそれがあるとき、また、路線バス等が通る重要幹線道路で対面通行の確保が困難となり、市民生活に及ぼす影響が大きいと予想されるときは、山形警察署、消防本部、路線バス会社等の関係機関と調整を図り排雪作業を実施する。

2) 交差点排雪

除雪した雪が交差点付近に集積され、道路交通に支障をきたすおそれがあるときは適時交差点の排雪作業を実施する。

3) 歩道排雪

積雪量の増加及び除雪による雪で歩道歩行者の通行、すれ違いが困難となった場合、またはそのおそれがあるときは歩道排雪作業を実施する。

(4) 排雪の順位及び区分

1) 通常時排雪（積雪深 50 cm未満）【路線延長 190.1 km】

① 指定バス路線 19.2 km

バス路線の中から山形市が指定した特に狭隘な路線。

② 歩道排雪路線 170.9 km

歩道除雪路線全路線

2) 第1次排雪（積雪深 50 cm～70 cm未満）【路線延長 268.1 km】

① 緊急輸送路線 24.7 km

バス路線以外の山形市地域防災計画で指定された路線

② 指定バス路線以外のバス路線 243.4 km

3) 第2次排雪（積雪深 70 cm～90 cm未満）【路線延長 98.1 km】

① 公共公益施設接続路線

国・県・市道から病院・教育施設・公共施設等までの接続路線

② 各地区の幹線道路

山形市が指定した地区内幹線道路

4) 第3次排雪(積雪深90cm以上)【路線延長 約300km】

① 市民生活にとって重要な路線

山形市が指定した道路

7 凍結防止剤散布計画

(1) 凍結防止剤散布作業

冬季間における安全・安心な道路交通の確保を目的とし、凍結防止剤の散布を行う。

1) 凍結防止剤散布路線

凍結が予想される坂道や橋梁等の区間において、予め選定した路線とする。

① 路線数：471路線(471路線)

② 散布延長：104.4km(104.4km)

2) 凍結防止剤散布基準

凍結防止剤散布は、最低気温が氷点下1度以下で、かつ、次のいずれかに該当する場合に散布作業を行うものとする。

① 路面状態が凍結又は湿潤であるとき

② 路面が凍結するおそれがあるとき

ただし、除雪出動基準に達する降雪量の場合は、除雪前の散布作業は除く。なお、GPS端末により、凍結防止剤散布車両の移動軌跡を把握し、散布作業状況を適切に管理する。

3) 凍結防止剤散布の種別

① 通常散布

凍結防止剤散布路線において、凍結防止剤散布基準に達した場合は、凍結防止剤を散布する。

② 緊急散布

凍結防止剤散布路線以外での凍結発生箇所において、警察署又はその他関係機関の要請により除排雪本部が必要と判断した場合は、緊急的に凍結防止剤を散布する。

③ 地区協力散布

地区協力者に凍結防止剤を支給し、市民協力により市道凍結箇所への散布を行う。

(2) 凍結防止剤散布体制 ※注()内は令和5年度の数値

1) 凍結防止剤散布装置台数

	市保有台数	委託業者保有台数	合計
凍結防止剤散布装置	1 (1)	16 (16)	17 (17)

※市保有凍結防止剤散布装置	： 車載式散布機	1 台
※委託業者凍結防止剤散布装置	： 車載式散布機	9 台
	凍結防止剤散布車	7 台

2) 凍結防止剤散布委託業者数

令和6年度の凍結防止剤散布は、11社（11社）に委託する。

3) 地区協力者

各地区における自治会及びボランティア

8 除雪、排雪に対する市民への呼びかけ

除排雪を円滑に行うため、「市広報誌」、「市ホームページ」、「ラジオ」及びその他広報媒体により、次のことについて、市民に協力を呼びかけるものとする。

- ① 除雪の妨げになる路上駐車に関すること。
- ② 道路にはみ出した枝や植木鉢及び看板等の撤去に関すること。
- ③ 車道への出入り口に設置している障害物の撤去に関すること。
- ④ 道路への雪の排出に対する注意喚起に関すること。
- ⑤ 除雪車通過後の雪の後片付けへの相互協力に関すること。
- ⑥ 消火栓や防火水槽付近の除雪協力に関すること。
- ⑦ 水上がりの原因となる河川、水路及び側溝への雪の投げ捨てへの注意喚起に関すること。
- ⑧ 通学路や道路に面した屋根のツララの早期除去に関すること。
- ⑨ 雪捨て場へのゴミの不法投棄の注意喚起に関すること。
- ⑩ 指定日以外のゴミ出しへの注意喚起に関すること。

9 排雪場

「山形市克雪対策総合推進計画」に基づき、下記のとおり指定する。

(1) 排雪場の種別

1) 第1次指定

降雪期から供用開始

利用時間 9時00分から17時00分まで

① 須川反田橋上流右岸（山形市大字下樫沢字前川原1249－2番地先）

排雪量：109,400m³ 面積：30,200m²

位置図



② 須川大字黒沢地内左岸（山形市大字黒沢552の2地先）

排雪量：11,000m³ 面積：5,500m²

位置図：



③ 馬見ヶ崎川市球技場前左岸（山形市薬師町二丁目1，700番の1地先）

排雪量：49,000 m^3 面積：4,250 m^2

位置図：



2) 第2次指定

豪雪対策本部設置後、供用開始

利用時間 9時00分から16時00分まで

① 馬見ヶ崎川千歳橋付近右岸（山形市千歳一丁目2，380番の3地先）

排雪量：21,250 m^3 面積：9,800 m^2

位置図：



10 除雪オペレーターの担い手支援

除雪オペレーターの高齢化や担い手不足を解消し、安定した除雪体制を維持することを目的に、本市の除排雪業者が、除雪オペレーターの育成のために掛る免許取得等の経費の一部を市が補助する。

11 GPSによる除雪車運行管理システム

人工衛星を利用した除雪車運行管理システムにより、除雪車両の現在地や運行状況を確認することが可能である。

